

小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示

(平成十四年三月二十八日国土交通省告示第二百四十三号)

改正 平成十六年四月五日国土交通省告示第四五三号

小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)第二条第五号の規定に基づき、小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示を次のとおり定め、平成十四年四月一日から適用する。

- 一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第四条第一項の許可を受けた競走場に係る水域
- 二 社団法人日本モーターボート選手会の選手の訓練の用に供する水域(油ヶ淵の水域のうち愛知県碧南市湖西町油ヶ淵二号樋管から同県安城市東端町東端五号樋管まで引いた線以北潭水橋までの水域)
- 三 福岡県山門郡大和町にある社団法人全国モーターボート競走会連合会「やまと競艇学校」内の訓練用競走水面
- 四 千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーランド」内の人工池
- 五 千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーシー」内の人工池及び人工水路
- 六 大阪府大阪市此花区桜島にある遊園地「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」内の人工池及び人工水路
- 七 香川県綾歌郡綾歌町にある遊園地「ニューレオマワールド」内の人工池